

競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

情報通信研究機構契約事務細則

第2章 一般競争契約

(一般競争参加者の排除)

第3条 契約担当は、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争契約に参加させることはできない。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

(一般競争参加者)

第4条 競争に参加できるものは、次の各号に掲げる参加資格を有する者とする。

- 1 物品の製造及び物品の販売並びに役務の提供等については、総務省に有効な資格(省庁統一資格)
- 2 建設工事契約(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する建設工事に関する契約をいう。)及び測量・建設コンサルタント等契約(測量、土地家屋調査、建設コンサルタント等に関する契約をいう。)については、別に定める資格

二 契約担当は、前項に規定する者のほか、機構が審査を行い、同項に規定する者と同等に競争に参加させて差し支えないと認める者を競争に参加させることができる。

(一般競争参加者の制限)

第5条 契約担当は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後2年間一般競争契約に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 1 契約に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2 公正な競争を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 3 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
- 4 監督又は検査に際し職員の執行を妨げた者
- 5 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- 6 その他、機構に損害を与えた者
- 7 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人及び使用人として使用した者

二 契約担当は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。